

第5回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第82号 いちき串木野市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 3 議案第83号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第84号 いちき串木野市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第85号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第86号 市道の認定について
- 第 7 議案第87号 総合体育館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第88号 観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第89号 市営駐車場等の指定管理者の指定について
- 第10 公下水特予算議案第2号 令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 予算議案第4号 令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第90号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第91号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 予算議案第5号 令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）
（動議） 予算議案第5号 令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議
- 第15 公下水特予算議案第3号 令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 閉会中の継続審査について
- 第17 閉会中の継続調査について
- 第18 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第5号（12月23日）（月曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	宇都耕平君
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	出水喜三彦君			
副	市	長	中屋謙治君	市	来	支	所	長	田中大作君	
教	育	長	有村孝君	教	委	総	務	課	長	瀬川大君
総	務	課	長	田中和幸君	消	防	長	若松勝司君		
政	策	課	長	北山修君						

令和元年12月23日午前10時00分開会

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

去る12月17日までに受理した要望書等はお手元に配付した配付文書表の通りです。

次に、監査委員から提出のあった10月分の例月出納検査の結果及び監査報告第5号、第6号、並びに市長から報告のあった、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第11

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第 1、議案第 81 号から日程第 11、予算議案第 4 号までを一括して議題といたします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長宇都耕平君登壇]

○総務厚生委員長（宇都耕平君） おはようございます。ただいまより総務厚生委員会の報告を行います。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は単行議案 3 件、予算議案 1 件、陳情 1 件の計 5 件であります。

去る 12 月 12 日に委員会を開催し、陳情 1 件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第 81 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

説明によりますと、法律の主な改正内容は、地方公務員法ではこれまで非常勤職員の定義が明確でなかったため、特別職の任用及び臨時的任用を厳格化し、非常勤職員の適正な任用等を確保するために、会計年度任用職員を創設し、地方自治法ではこれまで非常勤職員に対する手当の支給規定がなかったため、会計年度任用職員に期末手当等の支給を可能とするものであります。これに伴い、関係する市の八つの条例を改正するとのことであります。

なお、この条例の施行日は令和 2 年 4 月 1 日であります。

審査の中で、制度の導入により 4,800 万円ほど増える財政負担は地方交付税で措置される見込みかと質したところ、国が地方財政措置を講ずるとしているため地方交付税で措置されると考えているが、詳細はわかってないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号いちき串木野市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

本案は、会計年度任用職員制度を令和 2 年 4 月から導入するため、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものであります。

審査の中で、非常勤職員の数が増える中で、ICT の活用や民間委託の推進などの業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することが求められている。現に存在する職の必要性を十分に吟味した上で人員配置に努めるべきだがどのように考えているかと質したところ、給食センターの調理、配送業務など、民間委託導入の準備も進めている。これまで行政サービスの範囲が膨らんできているが、持続可能な行財政運営のために、事務事業の見直し、公共施設の見直し及び補助金の見直しを 3 本柱に、スピード感を持って進める覚悟であるとの答弁であります。

委員の中から、会計年度任用職員制度の導入後に事務事業の見直しをするのではなく、4 月に向けて、現在の仕事内容の見極めなどを検討した「事務事業の見直し」を活かすべきではないかとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 83 号子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

説明によりますと、法律の主な改正内容は、認可保育所などの「子どものための教育・保育給付」に

加え、幼稚園の預かり保育事業などの「子育てのための施設等利用給付」を創設し、3歳以上の子どもなどの利用料を無償化するが、これまで保育料に含まれていた副食費を実費徴収するもので、これに伴い、関係する市の五つの条例を改正または廃止することとあります。

審査の中で、本市が先駆けて保育料を無償化した際は副食費も無償だったが、今回、国の制度変更に合わせて副食費を実費徴収するのは政策の後退ではないかと質したところ、検討した結果、負担が増える世帯はないため、国の制度通りに実施するとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,737万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億1,246万円とするほか、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

9款地方特例交付金4,144万円の減額は、当初、幼児教育・保育の無償化における影響額を地方特例交付金で見込んでいたものを、制度決定により、国・県支出金へ財源を組替えるものであります。

18款繰入金3,000万円の追加は、ふるさと寄付金基金から繰り入れ4事業へ充当するものであります。

21款市債3,540万円は、土地改良事業債を追加するものであります。

これにより、令和元年度末の市債残高の見込みは220億8,576万円で、このうち、交付税措置率が59.1%になるとのこととあります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

歳出において、人事異動等による給与費等の調整を各款にわたり行うとともに、災害対応に伴う時間外勤務手当の追加が行われております。

2款総務費1項1目一般管理費918万7,000円の追加は、育休や病休等による欠員補充のための職員代替臨時職員等にかかる賃金等であります。

9目企業立地対策費の企業の誘致促進及び育成補助金2,221万円は、西薩中核工業団地に事業所を移転増設した岩田産業株式会社に係る設備投資促進補助金及び給水装置設置補助金を追加するものであります。なお、この操業開始に伴い、3名の新規地元雇用を行うとのこととあります。

3款民生費1項2目障害者等福祉費6,814万8,000円は、生活介護の利用件数の増や報酬単価の増などに伴う障害者総合支援法介護給付等事業費を追加するものであります。

2項2目児童運営費3,481万6,000円は私立保育園や認定こども園などの運営費で、保育単価の増に伴う保育施設等給付費の追加であります。

次に、第2条債務負担行為の補正は、総合体育館など三つの指定管理について債務負担行為の期間と限度額を設定しようとするものであります。

次に、第3条地方債の補正は、土地改良事業債の限度額を変更するものであります。

本案は、付託分について全会一致で原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○10番（東 育代君） 議案第83号についてお聞きします。

ただいま委員長報告で説明を受けたんですが、幼児教育・保育の無償化のことについてですが、子ども・子育て支援法に追加された施設の中にファミリーサポートセンターもあるわけなんです。このことについて、基本的には施設利用者は無償化というふうに資料にいただいているんですが、在宅での保育をしている場合に、このファミリーサポートセンターを利用したときにこれは有料なのか、無償化の対象とならないのかということについての中身の審議をされたかどうかについてお聞きします。

○総務厚生委員長（宇都耕平君） 慎重審査審議しましたけれども、そのことに関しては質問もなく、審査されておられません。

○10番（東 育代君） ファミリーサポートセンターの定義は、まず、保護者が病気やあるいは介護、冠婚葬祭等でどうしてもサービスが必要な場合にファミリーサポートセンターを利用するとなっているんですが、この施設利用者だけが無償化で、在宅で子どもを保育している場合には有料となるというふうに理解してよろしいのかどうかということについても審議されてなかったのかお聞きします。

○総務厚生委員長（宇都耕平君） そのことについても審査はされておられません。議事録を見ましても内容的なことも出ておりますけれども、されておられません。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

これから、討論・採決に入りますが、予算議案第4号につきましては、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第81号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号いちき串木野市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田中和矢君登壇〕

○産業教育委員長（田中和矢君） 初めての委員長報告をさせていただきます。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は単行議案6件、予算議案2件、陳情1件の計9件であります。

去る12月13日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

なお、審査に先立ち付託案件に関する現地調査を実施いたしました。

まず、議案第84号いちき串木野市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、令和2年4月から公共下水道事業及び漁業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例を整備するものであります。

説明によりますと、地方公営企業法の適用による主な変更点は、一つ目が、現在の単式簿記の特別会計から複式簿記の公営企業会計に変更となる、会計方式の変更です。二つ目が、水道事業と同じく、管理者を置かずに市長が下水道事業の管理者の権限を行うなどの事務執行体制の変更です。三つ目が、現在の規則等を廃止し、新たに管理規定を制定することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、浜西住宅の建て替えに伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、新たな浜西住宅は1棟8戸で、令和2年1月1日から供用開始予定とのこととあります。

審査の中で、現在の浜西住宅の今後について質したところ、現在の入居者の引っ越しが終わり次第、用途廃止となるが、建物は4階建てで面積も大きく、かなりの解体費用がかかるので、財政面を考慮し検討したい。また、事故や危険防止のため、建物自体に入れないような措置をとりたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第86号市道の認定についてであります。

本案は、浜西住宅整備に伴い新設した道路を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、路線名浜西住宅線、延長220.7メートル、幅員7.3メートルを市道認定することとあります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号総合体育館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、総合体育館の指定管理者の更新に当たり公募を行ったところ、1社の応募があり、選定審議

会で審査の結果、引き続き、株式会社日本水泳振興会を指定しようとするもので、指定の期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものであります。

審査の中で、来年、国民体育大会・障害者スポーツ大会が開催されるが、指定管理者と市との連携は大丈夫なのかと質したところ、指定管理者と今後より一層の協議をし、施設面の点検、通常の管理についても連携をとりながら進めていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定についてであります。

本案は、観音ヶ池市民の森の指定管理者の更新に当たり公募を行ったところ、1社の応募があり、選定審議会で審査の結果、引き続き、株式会社石原建設を指定しようとするもので、指定の期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものであります。

審査の中で、桜の咲く時期だけでなく年間を通して人が集まる方策はないかと質したところ、四季折々の花を植えるなどの整備を行い、年間を通じて観光客に来てもらえるように計画を進めるとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号市営駐車場等の指定管理者の指定についてであります。

本案は、市営駐車場及び駅前広場の指定管理者の更新に当たり公募を行ったところ、2社の応募があり、選定審議会で審査の結果、有限会社東洋ベンディングを指定しようとするもので、指定の期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものであります。

委員の中から、指定管理者の選定に当たり、地域貢献度や管理体制が十分であるかなどの選定審議会の評価基準を示してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

歳出の主なるものについて申し上げます。

5款労働費1項1目労働諸費159万円は、令和2年4月開設予定の無料職業紹介所に係る経費の追加であります。

審査の中で、無料職業紹介所はどのような体制になるのかと質したところ、常勤・常駐で相談員2名、臨時職員1名の3名体制を考えているとの答弁であります。

6款農林水産業費1項9目土地改良事業費は、川南排水機場ポンプ施設保全事業3,600万円の計上が主なるものであります。

7款商工費1項2目商工振興費は、商工業者店舗リフォーム補助金496万1,000円の追加が主なものであります。

審査の中で、商工業者店舗リフォーム補助金が大幅に増えた要因について質したところ、10月から補助金額の引き下げによる駆け込み申請もあると思うが、制度の周知が図られてきているものと考えているとの答弁であります。

10款教育費2項2目教育振興費は、令和2年度からの教科書改訂及び英語の教科化に伴う教師用指導書等購入費1,700万円の計上が主なるものであります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第2号令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 48 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,225 万 6,000 円とするものであります。

補正の主な内容としたしましては、人事異動等に伴う給与費等の調整であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第 84 号いちき串木野市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号市道の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第 87 号総合体育館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第 88 号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第 89 号市営駐車場等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、公下水特予算議案第 2 号令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから保留いたしておりました予算議案第 4 号について、討論・採決に入ります。

予算議案第 4 号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 3 号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する 2 常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、2 常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12～日程第15

議案第90号～公下水特予算議案第3号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第12、議案第90号から日程第15、公下水特予算議案第3号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市議会議員の期末手当については、12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ1.675月分とし、本年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。

これにより、年間の期末手当の支給割合は3.3月分となり、令和2年度以降、支給割合を6月と12月で均等配分するものであります。

議案第91号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市一般職の職員の給料表等を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、第1に、若年層の給料月額を平均0.1%引き上げるもので、本年4月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。

第2に、勤勉手当の改正であります。12月の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ0.975月分とし、本年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。これにより、年間の勤勉手当の支給割合は1.9月分となり、令和2年度以降、支給割合を6月と12月で均等配分するものであります。

第3に、住居手当の改正であります。令和2年度以降の手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるなど、住居手当を改正しようとするものであります。

これらの改正に伴う影響額は、共済費を含めて、一般職員分で929万2,000円、議会議員分で26万8,000円の合計956万円となる見込みであります。

次に、予算議案第5号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ936万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を184億2,182万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、議案第90号から第91号に係る給与費を各款にわたり調整し923万円を追加するとともに、特別会計への繰出金13万9,000円を追加しております。

歳入は、10款地方交付税で、今回の補正財源所要額の追加であります。

次に、公下水特予算議案第3号令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,239万5,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び2款事業費で給与改定に伴う給与費の追加であります。

歳入は、4 款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

まず、議案第 90 号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 91 号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第 5 号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 4 号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第 3 号令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第 90 号から公下水特予算議案第 3 号までについては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号から公下水特予算議案第 3 号までについては委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第 90 号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、大六野一美議員の発言を許します。

〔7 番大六野一美君登壇〕

○7 番（大六野一美君） 私は、議案第 90 号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

本市の財政状況や本市の景気が肌を感じられないこの時期に、特別職報酬等審議会の答申を受けての提案とはいえ、市民感情を考慮すると反対すべき案件であると考えます。市三役もこの状況を鑑み、特別職報酬等審議会の答申はありながらも提案を辞退をされました。共通認識を持ちながら、本市が持続可能な財政運営ができるよう、いま一度、決断すべきときだと感じます。

議員各位の御理解と賛同をいただきますようお願いをいたします。

同時に、議案第 91 号も、同様の方向での結論が理想との思いを伝え、反対討論といたします。

○議長（下迫田良信君） 次に、中村敏彦議員の発言を許します。

[6 番中村敏彦君登壇]

○6 番（中村敏彦君） おはようございます。

先の大六野議員とほぼ同じ内容になりそうな気もしますが、議案第 90 号に反対の立場で討論をいたします。

この議案は、特別職報酬等審議会の答申を受けての提案であります。今、ありましたように、市長を初め、三役の報酬改定議案が提案されておられません。そのことも含めて理由を述べさせていただきます。

本日、追加提案されました議案第 90 号は、特別職報酬等審議会を経て提案されたもので、基本的には尊重されるべき議案であること、また、議員のなり手不足の一因として議員報酬が低いことが指摘され、引き上げる団体も見受けられる中、本来なら報酬引き上げや期末手当の増額は検討に値するものと認識しております。

しかし、本市においては、財政難を理由に本年 10 月より危険廃屋等解体補助や店舗リフォーム補助など 9 事業の補助額の見直し、さらに、来年度から各種団体の補助制度の見直しも行われ、57 件中 54 件について減額もしくは廃止の提案がなされております。市民からは、財政難の折、やむを得ないという声もある反面、先ほど紹介しました補助事業においては、危険廃屋等の解体補助や店舗リフォーム補助などの駆け込み申請がなされましたように、市民にとって住みやすいまちづくりのために必要な、貴重な補助事業まで見直しせざるを得ない状況にあります。

このようなことから、特別職報酬等審議会から増額改定の答申がなされたにもかかわらず、市三役の期末手当の増額は財政難を理由に議案として上程されておられません。財政悪化の責任は市三役はもとより議会にも責任があると思うことから、三役同様、期末手当の増額は見送るべきと判断するものであります。

議員の皆様の賢明な御判断をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

次に、議案第 91 号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原口政敏議員の発言を許します。

[13 番原口政敏君登壇]

○13 番（原口政敏君） 私は、議案第 91 号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、反対の立場で討論をいたします。

本市は、鹿児島県におきましても最も財政が悪化しているまちでございます。先ほど議員全員協議会におきまして、三役も財政悪化を理由にして辞退をするという申し出がございました。

夕張市におきましては、3 分の 2 の職員が在籍をし、3 分の 1 が夕張市を離れてございます。その理由といたしまして、給料が 3 分の 2 になったということ、また、市の職員のみならず市民もサービス低下で夕張市を離れてございます。旧串木野市におきましても、昭和 31 年に財政再建団体に陥り、8 年間、その管理団体で過ごされたわけでございます。当時の資料を取り寄せましたけれども、鉛筆 1 本買

うにも県の許可が要ったそうでございます。

我がまちは、合併特例債におきまして、今まで財政が何とか私は持ち応えたと思ってございます。しかしながら、合併特例債もほとんど使い果たし、今、頼りにしているところはふるさと納税ばかりでございます。今後の我がまちを考えますときに、このような財政団体に本市をすべきではないと私は考えてございます。議会も執行部もお互いに削減に最大の努力をしなければならないのではないのでしょうか。

2年後、議員改選もございしますが、大幅な議員の改正をし、また三役の退職金も大幅に見直し、我がまちの財政を少しでも健全化する考えを持つことが、私たち議員としての使命であると私は考えてございます。

何とぞこのことを御理解いただき、御賛同を賜りますことを心からお願いを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 19 分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっている予算議案第 5 号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 4 号）に対して、松崎幹夫議員、吉留良三議員から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。お諮りします。

お手元に配付してあります松崎幹夫議員及び吉留良三議員提出の修正案につきましては、直ちに本日の日程第 14、予算議案第 5 号とあわせて審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、提出の修正案は直ちに本日の日程第 14、予算議案第 5 号とあわせて審議することに決定しました。

それでは、予算議案第 5 号いちき串木野市一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正案について、松崎幹夫議員の説明を求めます。

〔3 番松崎幹夫君登壇〕

○3 番（松崎幹夫君） 予算議案第 5 号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正案をここに提出いたします。

提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採決がなされた議案第 90 号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが賛成少数で否決となり、市議会議員の期末手当に係る増額補正額 26 万 8,000 円が不用となることから、関連する予算議案第 5 号について次のように修正を求めるも

のであります。

第1条において、補正追加する額936万9,000円を910万1,000円に、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ184億2,182万9,000円を184億2,156万1,000円に修正する。

第1条第2項の第1表歳入歳出予算補正について、その一部を次のように改める。

歳入において、10款地方交付税1項地方交付税の補正額936万9,000円を910万1,000円に、同項計51億2,523万2,000円を51億2,496万4,000円に、歳入合計欄の補正額936万9,000円を910万1,000円に、同計184億2,182万9,000円を184億2,156万1,000円に修正する。

歳出において、1款議会費1項議会費の補正額38万7,000円を11万9,000円に、同項計1億5,105万1,000円を1億5,078万3,000円に、歳出合計欄の補正額936万9,000円を910万1,000円に、同計184億2,182万9,000円を184億2,156万1,000円に修正する。

あわせて、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入10款地方交付税及び歳出1款議会費について、第1条第1項及び第2項と同様に修正するものであります。

以上、予算議案第5号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案の提案理由といたします。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これよりただいまの修正案についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これより討論・採決に入ります。

予算議案第5号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）については修正案が提出されておりますので、原案及び修正案について一括して討論を行います。

予算議案第5号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）及び修正案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

まず、修正案について起立により採決します。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第3号令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 16 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第 16、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第 17 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第 17、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第 18 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第 18、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました議案につきまして、慎重に御審議の上議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

これからいよいよ寒さが厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。議員の皆様方に

は健康に一層留意され、越年されますよう心から御祈念を申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、令和元年第5回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時29分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件 名 陳情第5号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情
- 2、理 由 さらに十分審査のため

令和元年12月23日

総務厚生委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良 信 様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件 名 陳情第4号 市道寺迫観音ヶ池線の道路拡幅と歩道設置に関する陳情
- 2、理 由 さらに十分審査のため

令和元年12月23日

産業教育委員会

委員長 田 中 和 矢

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良 信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 111 条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 生活環境について
 6. 住民福祉について
 7. 健康増進について

令和元年 12 月 23 日

総務厚生委員会
委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良 信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 111 条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和元年 12 月 23 日

産業教育委員会
委員長 田 中 和 矢

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良 信 様

議員派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 167 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和 2 年 1 月 16 日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 鹿児島県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 令和 2 年 1 月 21 日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員